

定 款

一般財団法人九電みらい財団

定 款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人九電みらい財団と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、九州の豊かな自然環境の保全活動や環境教育活動、次世代の育成を支援する活動等を行うことにより、九州地域に広く貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 環境事業
 - (1) 環境保全活動
 - (2) 環境教育活動
2. 次世代育成支援事業
3. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第 5 条 設立者の名称及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
設立者 九州電力株式会社
拠出財産及びその価額 金銭 金 300 万円

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 9 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 10 条 当法人に評議員 3 名以上を置く。

(選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第13条 評議員に対して、1日当たり10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の規程に従って算定した額を、日当として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 残余財産の帰属先の決定
- 六 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 監事の解任
 - 二 定款の変更
 - 三 その他法令で定めた事項

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の配置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上
 - 二 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 一 代表理事が必要と認めたとき。
 - 二 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
 - 三 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - 四 法令に基づき、監事から代表理事に対し、理事会の招集の請求があつたとき、又は、監事が理事会を招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印する。

第8章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 賛助会員

(賛助会員の入会)

第38条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする九電グループの法人は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員となるためには、別に定める入会申込書を提出し、1口10万円の年会費を1口以上納めなければならない。

3 賛助会員は、当法人の事業活動について報告を受けることができる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

(設立時評議員)

第40条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 薬真寺偉臣、平田スマ、古江賢

(設立時役員)

第41条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 橋本上、加賀英昭、久留百合子、茂木桃子、
八尋和郎

設立時代表理事 橋本上

設立時監事 清水剛

(最初の事業計画等)

第42条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

1 本定款は、平成29年4月1日から施行する。